復興大臣 西銘 恒三郎 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和3年10月20日

福島県相馬郡飯舘村長 杉 岡 誠

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

東日本大震災から 10 年 7 か月が経過し、帰還困難区域を除き避難指示が解除されてから、早 4 年 7 か月が経過しました。

今年10月1日現在、村に居住している村民は1,500人と震災前のおよそ25%。うち、65歳以上の高齢者は65%を占めており、若者と子供が戻らないという原発事故の特異性が如実に表れている現状です。

一方、復興拠点施設としての「道の駅までい館」や多目的交流施設「ふかや風の子広場」のオープン、営農や商工業等の再開、さらには令和2年4月には、小中一貫校としての義務教育学校「いいたて希望の里学園」の開校など復興に向け着実に前進しているところです。

また、村で唯一の帰還困難区域である「長泥地区」については、特定復興再生拠点における様々な整備と合わせて、世界でも初めての「環境再生事業」が進捗しており、区域外を含めて同地区の復興・再生を進めることは、村はもちるん、国においても大きな貢献があるものと考えています。

しかしながら、医療・福祉・介護、買い物環境、営農再開に向けた基盤整備、 森林(里山)の再生など、当面する重要課題も山積しているのに加え、令和元 年台風 19 号災害による農地の損壊、新型コロナウイルスの影響による米価の大 幅下落など復興を目指す本村の農業にも深刻な影響が生じています。

また、本年2月の福島県沖地震では村内家屋等に被害が生じ、村の公共施設においても「宿泊体験館きこり」においても甚大な被害が発生するなど、東日本大震災からの復興を目指す本村にとって大きな阻害要因となっております。

ついては、これらの復興・再生事業を取り組むにあたって、当面する課題と して下記事項について要望いたします。

記

1 福島再生加速化交付金の財源確保について

被災地の復興・再生は道半ばであり、本交付金による事業の成果は大なものがあるので、引き続き本交付金の財源の継続確保を図ること。

2 移住・定住・交流拠点の整備について

村内深谷地区に立地する「宿泊体験館きこり」については、平成6年

から村の迎賓館的位置づけで利用されており、交流ホールや温浴施設などの整備・充実を図りながら運営を続けてきたが、避難に伴う劣化や度重なる地震の影響もあり、現在宿泊棟の利用ができない状況となっている。現在、機能回復のための方策を模索中であるが、建て替えも視野に検討を進めているところである。

「村民の森あいの沢」および「宿泊体験館きこり」については、震災 復興の主要施策として進めている移住・定住・交流のための中心施設で あり、本施設の稼働が村内外から求められていることから、早期の整備 が必要である。

ついては、この施設の整備予算を確保すること。

また、同施設については、震災による運営の空白期間により、交流人口の減少に伴う利用者減少と宿泊者の減少により難しい経営を強いられており、そうした状況を脱せないでいる。現在、再生加速事業により経営支援を受けているが、これについても当面の支援を継続すること。

3 長泥地区環境再生事業の推進について

現在、特定復興再生拠点エリア内について、環境省による「環境再生 事業」の実証事業を実施しており、令和3年度から本格的に盛土工事、 その後の基盤整備事業を行い、令和6年度の営農再開に向け取り組んで いる。

この事業は、帰還困難区域の復興再生に欠かすことのできない大変重要なプロジェクトであり、環境省のみならず国を挙げて成功に向けた取り組みを加速すること。

4 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組について

村内唯一の帰還困難区域である長泥行政区においては、地区の復興再生 を進めるべく、特定復興再生拠点区域内の整備を進める一方、拠点区域外 においても、国の放射線低減実証に取り組むなど、帰還に向けた取り組み を地域一体となって進めている。

当初、戻らない意向を示した村民も、除染や家屋解体、環境再生事業の進捗や栽培試験が進む中で、区域内の土地活用や帰村に向けた意識が変化してきている。このことから、帰還困難区域の避難指示解除にあたっては、各種制度の活用に関し柔軟な対応と拡充を図り、より多くの村民の帰還につながるよう配慮すること。

また、帰還促進の支援策として井戸の整備(飲料水確保)、昇口舗装等の交付金についても確保すること。

あわせて、帰還困難区域の為に改良が遅れている国道 399 号線に関して早期の改良を実現すること。

5 河川・用排水路の土砂及び灌木等の撤去について

河川・用排水路等については、環境省の除染の対象外となっており、 灌木・土砂等の処理は被災自治体で対応せざるをえない現状にある。放 射線等の問題もあり、一自治体で長期にわたり処理できる環境にはなく、 国が責任をもって処理すること。

6 農業基盤の整備について

除染後の農地や、暗渠排水、用排水路・ため池の機能回復に向けた事業に取り組んでいるが、対象農地の範囲が広大であるため、今後も中長期的な財源の確保を図ること。

併せて、事業推進のための技術職員(農業土木)が不足する中、現在 国から2名の技術職員が派遣され駐在しているが、引き続き技術職員の 派遣を要望する。

7 里山再生事業への取り組みについて

森林の除染が実施されていないため、生活空間となっている自宅裏山 周辺の里山については、放射線量が高く立ち入りできない状況下にある。 現在、比較的放射線量の低い地区について「里山再生事業」をモデル 的に実施しているが、本村の里山全域について本格的な事業を推進し、 村民の早期帰還につながるよう取り組むこと。

8 学校等再開に伴う避難先からの通学バスへの支援について

平成30年4月1日から村内で、認定こども園・小・中学校が再開され、現在約110名の園児・児童生徒が福島市を中心とした避難先から、村内の学校等にスクールバスによって通園・通学している。帰還者がなかなか増えないなか、将来の村を担う人材の確保のためには、子どものうちから村との関わりを深め、村や地域との関係性を維持していくこと

が必要不可欠である。

現在、通園・通学に要する経費については、すべて国の補助によって賄われており、一人でも多く村内の学校等への入学を促すためにも、避難 先からの通学パス運行経費に対する継続支援を図ること。

9 地方交付税の確保について

被災自治体に対する現在の地方交付税は、震災前の国政調査人口と世帯数を基準に交付されており、令和2年度まではこの数値によって弾力的な運用が図られてきている。ただし、令和2年度に実施された国勢調査結果は、人口・世帯数が著しく減少する結果となった。

これまで、地方交付税の算定基礎としては、国勢調査の結果を基礎資料 としており、従前の例に倣えば、地方交付税に依存している本村にとって は、今後の財政運営上極めて深刻な事態となる。

ついては、被災自治体に対しては国勢調査人口に関わらず、当面弾力的な運用を図ること。